# 服装·頭髮規程

○ものづくりを通して社会に貢献する工業人としての品性を保ち、常に身なりを整えること。また、常日頃より進路実現を意識した生活を心がけるために、必要な規程を以下に定める。

## 1 制服

# 【男子生徒】

- (1)上衣は標準型(認証マーク付き)の黒色詰襟学生服とし、体格に合ったものとする。指定のボタン をつけ、左襟に校名記章、右襟に科章をつける。【正装】
- (2) ズボンはストレートタイプの標準型学生ズボンとする。
- (3) ベルトは学生服に馴染むものを必ず着用する。
- (4) 上着を脱ぐ場合は、本校指定の開襟シャツ(半袖・長袖)とする。

### 【女子生徒】

- (1)上衣は本校指定のものとし、長袖の白ブラウスに本校指定のネクタイをする。左胸部に校名記章をネクタイに科章をつける。【正装】
- (2) スカートは本校指定のものとし、裾は膝がかくれる程度から膝頭までの長さとする。本校指定のスラックスも可とする。
- (3)上着を脱ぐ場合は、長袖の白ブラウスに本校指定のベストを着用し、ネクタイをする。左胸部に校名記章をネクタイに科章をつける。または、本校指定の盛夏用ブラウスでもよい。

### 【男女共通事項】

- (1) 外履きはローヒールの革靴もしくは運動靴とする。冬季の防寒靴もこれに準ずるが、下足ロッカー に入るサイズとする。内履きは学校指定の運動靴とする。
- (2) 儀式等、公式な場における服装については正装とする。男子の靴下は黒または白無地ソックスとしくるぶしが隠れる長さとする。女子は黒のストッキング(タイツも可)とする。
- (3)制服の加工はしないこと。

# 2 頭髪

## 【男子生徒】

(1) 常に整髪を心がけ、清潔で自然な髪型であること。パーマ・染色、髭は禁止する。

#### 【女子生徒】

- (1) 常に清潔を保ち、自然な髪型であること。パーマ・染色は禁止する。
- (2) 実習や体育では、後ろ髪が肩にかかる場合は結う。

## 【男女共通事項】

- (1) アクセサリー類の装飾は禁止する。
- (2) つめは短くいつも清潔にする。
- (3) マニキュア、化粧、眉毛の加工は禁止する。
- (4) 前髪は目に掛からない長さとする。

# 3 その他

- (1) コート等は防寒に適したものとする。
- (2) 通学用バッグは教科書やノート等を入れ、持ち運べるような実用性があるものとする。
- (3) やむを得ない理由により異装する場合は、所定の手続きを得て許可を受けること。

令和6年4月1日改正